

経済文教委員協議会資料
8. 1. 13
教 育 委 員 会

(報告事項)

市立特別支援学校の設置に係る取組状況について

1 趣旨

市立特別支援学校（以下「支援学校」という。）の設置に関する検討状況及び支援学校の諸要件等について報告するものです。

2 経過

- 7. 7. 24 令和7年度第4回定例教育委員会で、支援学校の設置方針及び設置場所を決定
- 8. 19 経済文教委員協議会で、設置方針及び設置場所を報告
- 10. 7 第3回松本市立特別支援学校設立準備委員会を開催し、一体的な運営実現に向けた課題等を協議
- 11. 5 教育委員会職員及び源池小学校教員が、須坂市立須坂支援学校及び須坂小学校を視察
- 12. 25 令和7年度第9回定例教育委員会で、支援学校の就学対象者について決定

3 支援学校の諸要件

(1) 学部定員

小学部36名、中学部18名

(2) 就学対象者

児童生徒の保護者から就学の希望があった者のうち、以下の条件に基づき、松本市教育委員会が就学を承諾した者を就学対象者とします。

ア 障害の程度

学校教育法施行令第22条の3に規定する知的障害者に該当する児童生徒

イ 居住地域

松本市内に住所を有する者

ウ 定員

原則各学年6名

エ 対象年次

令和8年度以降に学齢となる児童（令和11年4月開校時に、小学部4年生として転入予定）

オ その他

小学校児童及び中学校生徒との日常的な交流並びに小中学校併置の環境での教育活動について、本人及び保護者に理解いただくこととします。

(3) 定員を超えた就学希望があった場合の調整

県立特別支援学校が本市の南部地域に偏在していることを考慮し、本市の北部地域に住所を有する児童生徒から優先的に受け入れることとします。なお、北部地域とは、次の小学校区及び地域とします。

小学校区 及び地域	源池小、開智小、旭町小、清水小、岡田小、山辺小、本郷小、四賀小、筑摩小学校区の薄川右岸地域、田川小学校区のJR篠ノ井線東側地域、鎌田小学校区の薄川右岸地域のうちJR篠ノ井線東側地域
--------------	--

(4) 通学方法

保護者による送迎に加え、北部地域でワンボックス型の乗用車によるスクールバスの運行を検討します。

4 寿台支援学校分教室の設置

1学年及び2学年で編成される寿台支援学校分教室を、令和9年4月に源池小学校内に設置する方向で、長野県教育委員会及び寿台養護学校と調整を進めています。

なお、長野県特別支援学校設置条例の改正により、令和8年4月に寿台養護学校は寿台支援学校に改称されます。

5 今後の進め方

- (1) 支援学校の設置に向けた取組状況について、保護者や市民を対象とした説明会を令和8年2月14日（土）に開催します。
- (2) 寿台支援学校分教室の設置については、概要が分かり次第報告します。